

目次

基準 1	令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準	1
基準 2	消防用設備等の設置単位に関する基準	5
基準 3	階数及び床面積の解釈に関する基準	11
基準 4	避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準	14
基準 5	シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準	20
基準 6	収容人員の取扱いに関する基準	22
基準 7	出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	23
基準 8	令 8 区画の取扱いに関する基準	24
基準 9	仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	38
基準 10	卸売専業店舗等に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	39
基準 11	長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	41
基準 12	2 以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準	42
基準 13	2 以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準	43
基準 14	屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準	44
基準 15	スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準	55
基準 16	電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準	71
基準 17	火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準	74
基準 18	泡消火設備の設置及び維持に関する基準	75
基準 19	不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準	80
基準 20	ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準	87
基準 21	冷凍室又は冷蔵室に係る不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の取扱いに関する基準	89
基準 22	粉末消火設備の設置及び維持に関する基準	90
基準 23	屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準	93
基準 24	動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準	95
基準 25	自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準	96
基準 26	ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準	139
基準 27	漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準	145
基準 28	消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準	151
基準 29	非常警報設備の設置及び維持に関する基準	154
基準 30	避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準	164
基準 31	誘導灯の設置及び維持に関する基準	168
基準 32	消防用水の設置及び維持に関する基準	177
基準 33	排煙設備の設置及び維持に関する基準	179
基準 34	連結散水設備の設置及び維持に関する基準	180
基準 35	連結送水管の設置及び維持に関する基準	182
基準 36	非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準	185
基準 37	無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準	187
基準 38	非常電源の設置及び維持に関する基準	190
基準 39	消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて	210

用語

この用語に用いる法令等の略称は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法：消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 規則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 条例：白浜町火災予防条例（平成 18 年白浜町条例第 175 号）をいう。
- 5 建基法：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 6 建基令：建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 7 電設基準：電気設備に関する基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）をいう。
- 8 J I S：産業標準化法第 20 条第 1 項の規定による日本産業規格をいう。
- 9 検定協会：日本消防検定協会をいう。
- 10 安全センター：一般財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- 11 防災センター等：消防法施行規則第 12 条第 1 項第 8 号に規定する防災センターをいう。
- 12 耐火構造：建築基準法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造：建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- 14 防火構造：建築基準法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 15 不燃材料：建築基準法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 16 準不燃材料：建築基準法施行令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 17 難燃材料：建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 18 防火設備：建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。
- 19 特定防火設備：建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 20 防火戸：建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。

凡例

この基準の条項末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

無印：法令基準

★：法令基準＋指導基準

◆：指導基準